

(税経 47) (地 292) (健 II 315)

令和 3 年 9 月 14 日

都道府県医師会

担当理事殿

公益社団法人 日本医師会

常任理事 松本 吉郎

(公印省略)

「令和 3 年度新型コロナウイルス感染症患者等入院受入医療機関
緊急支援事業補助金」の交付申請書の提出期限の延長等について

令和 3 年度新型コロナウイルス感染症患者等入院受入医療機関緊急支援事業については、令和 3 年 4 月 6 日付文書（日医発第 13 号、税経 3 号）、4 月 13 日付文書（税経 10 号）、5 月 11 日付文書（税経 16 号）、5 月 18 日付文書（税経 18 号）、5 月 25 日付文書（税経 19 号）、6 月 23 日付文書（税経 26 号）、7 月 13 日付文書（税経 33 号）、8 月 3 日付文書（税経 36 号）、8 月 24 日付文書（税経 41 号）でお知らせしているところです。

今般、厚生労働省健康局結核感染症課より、事務連絡「『令和 3 年度新型コロナウイルス感染症患者等入院受入医療機関緊急支援事業の実施について』の改正について」が発出されました。

今般の事務連絡は、交付申請書の提出期限について令和 3 年 9 月 30 日（必着）に再延長される旨等を示したものです。また、補助の対象経費について、8 月 24 日付文書（税経 41 号）でお知らせしておりますとおり、令和 3 年 4 月 1 日から令和 3 年 9 月 30 日までにかかる所定の経費が認められます。補助を受ける医療機関は、令和 3 年 9 月 30 日まで、都道府県から新型コロナ患者等の受入要請があった場合には、正当な理由なく断らないこととされています。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただくとともに貴会管下の関係医療機関等への周知につきご高配賜りますようお願い申し上げます。

・ 交付申請書の提出期限

当初	令和3年5月5日（必着）
	↓
延長	令和3年5月11日（必着）
再延長	令和3年5月31日（必着）
再延長	令和3年6月13日（必着）
再延長	令和3年6月20日（必着）
再延長	令和3年7月11日（必着）
再延長	令和3年8月22日（必着）
再延長	令和3年8月31日（必着）
再延長	令和3年9月12日（必着）
	↓
再延長	令和3年 <u>9月30日</u> （必着）

【添付資料】

- ・「令和3年度新型コロナウイルス感染症患者等入院受入医療機関緊急支援事業の実施について」の改正について（令和3年9月13日 事務連絡 厚生労働省健康局結核感染症課）
- ・ 本補助金の概要資料
- ・ 医療機関へのご案内
- ・ Q&A
- ・ 交付申請書（様式、記載要領）
- ・ 実績報告書（様式、記載要領）

※本補助金に関する資料は、厚生労働省の下記サイトにも掲載されています。交付申請書（エクセルシート）等は下記サイトよりダウンロードしてください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekkaku-kansenshou18/index_00015.html

○厚生労働省医療提供体制支援補助金コールセンター

電話番号：0120-336-933（平日 9:30～18:00）